



令和5年第4回箕面市議会定例会議案
(追加第2号)

第137号議案 箕面市国民健康保険条例改正の件

箕 面 市

第三百三十七号議案

箕面市国民健康保険条例改正の件

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和五年十一月二十九日提出

箕面市長 上 島 一 彦

箕面市条例第 号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第十二条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の基礎賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第十三条第一項中「前条」を「前条第一項」に改め、同条第三項を削る。
第十四条の五の三に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の後期高齢者支援金等賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第十四条の五の四中「前条」を「前条第一項」に改める。

第十四条の七に次の一項を加える。

2 前項の場合において、同項の介護納付金賦課額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

第十四条の八中「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十五条を次のように改める。

第二十五条 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、令和六年度以後の年度分の保険料について適用し、令和五年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

大阪府内の統一基準に従って国民健康保険料の端数処理の方法を定め、及び身体障害者等の減免制度を廃止するため、本条例を改正するものである。